

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025年 4月 2日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 知多郡東浦町大字藤江字南栄町1-86
氏 名 知多中央生コン 株式会社
代表取締役 宮田 和典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	知多中央生コン 株式会社
事業場の所在地	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1-86
計画期間	2025年4月1日 ~ 2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 16億5000万円
③ 従業員数	12人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥：生コン車の洗浄水及び設備の洗浄水の脱水工程 コンクリートくず：生コン不良品及び戻りコンクリートの廃棄工程

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

公害防止委員会
 ↓
 代表取締役（公害防止統括者）
 ↓
 取締役部長（管理者）
 ↓
 業務課長（産業廃棄物管理責任者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
① 現状		排 出 量	18000t 2160t
(これまでに実施した取組) 生コンの不良品を減少させる。 製品出荷の予定数量の確認。			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
②計画		排 出 量	20000 t 2400t
(今後実施する予定の取組) 生コンの不良品の減少。 戻りコンクリートを減少させる。 生コン車のドラム内洗車水を少なくする。 コンクリートくずは再生路盤材への転用。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（2024年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
<p>(これまでに実施した取組) 脱水機を通した水は生コンクリートの材料や洗浄水として利用する。</p>			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組) 脱水機を通した水は生コンクリートの材料や洗浄水として利用する。</p>			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（2024年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	18000 t	2160 t
<p>(これまでに実施した取組) 脱水機により汚水を低減し再利用する。 コンクリートガラを碎き再生路盤材への転用。</p>			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	20000 t	2400 t
<p>脱水機により汚水を低減し再利用する。 脱水された汚泥は路盤材の原料とする。 コンクリートガラを碎き再生路盤材へ転用する。</p>			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（2024年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t		
		(これまでに実施した取組) 実施していない			
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t		
		(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2024年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず	
	全処理委託量	463 t	450 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	463 t	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	450 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組) 汚泥：従来どおり優良認定処理業者への処理委託を行い再生利用の処理を行う。 コンクリートくず：自社にて路盤材へ再生製作。		

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	全処理委託量	600 t	300 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	600 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	300 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>脱水機から排出された汚泥はなるべく再生路盤材へ転用する。</p> <p>コンクリートくずは再生路盤材へ可能な限り転用する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。